

# 1. 健康課

# 健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号） 概要

## 改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

### 【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

### 【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

### 【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

## 2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- (2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

### 【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙(※1))	当分の間の措置	
	B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道  飲食店	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内 でのみ喫煙可)	<b>【加熱式たばこ(※2)】</b>  原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内 での喫煙可)

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。

※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。

注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。

注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

- (3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
- (4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
- (5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

## 3. 施設等の管理権原者等の責務等

- (1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- (2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

## 4. その他

- (1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- (2) この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
- (3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 施行期日

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については2019年1月24日、2.A二重線部の施設に関する規定については2019年7月1日）

# 改正健康増進法の体系

子どもや患者等に特に配慮

- ・学校、児童福祉施設
- ・病院、診療所
- ・行政機関の庁舎 等

第一種施設

## ○ 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

2019年  
7月1日  
施行

上記以外の施設\*

第二種施設

- ・事務所
- ・工場
- ・ホテル、旅館
- ・飲食店
- ・旅客運送用事業船舶、鉄道
- ・国会、裁判所等

\* 個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外

## ○ 原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要）

経営判断により選択



## ○ 喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能喫煙可能(※)



※ 全ての施設で、  
喫煙可能部分には、  
ア喫煙可能な場所である  
旨の掲示を義務づけ  
イ客・従業員ともに  
20歳未満は立ち入れない

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

2020年  
4月1日  
施行

【経過措置】

既存の経営規模の  
小さな飲食店

- ・個人又は中小企業が経営
- ・客席面積100㎡以下

喫煙を主目的とする施設

喫煙目的施設

- ・喫煙を主目的とするバー、スナック等
- ・店内で喫煙可能なたばこ販売店
- ・公衆喫煙所

## ○ 施設内で喫煙可能(※)

屋外や家庭など

## ○ 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

(例) できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。  
子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮

2019年  
1月24日  
施行

# 受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進

- 改正健康増進法第25条及び第26条の規定に基づき、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するとともに、施設の管理権原者等と相互に連携を図りながら協力するように努めていただく。

(具体的な取組みの例)

- ・ 国民や施設の管理権原者などに対し、改正健康増進法の内容、受動喫煙による健康影響等について、パンフレット資材の作成・配布等を通じて周知啓発を推進
- ・ 屋外における受動喫煙対策としての屋外分煙施設の設置
- ・ 施設等における受動喫煙対策の実施状況に関する情報交換の実施
- ・ 受動喫煙の防止に関する意識や喫煙マナー向上のための啓発活動等の実施にかかる相互協力

# 喫煙環境に関する実態調査について

## 調査の概要

### 【目的】

受動喫煙の防止に関する取組の一環として、「健康増進法の一部を改正する法律」が成立、施行されたことにより、多数の者が利用する施設について原則屋内禁煙となったことを踏まえ、当該法律の全面施行後の状況を継続的に調査し、施行後5年を経過した場合における更なる対策の必要性を検討するための基礎資料を得る。

### 【調査の根拠法令】

統計法に基づく一般統計調査

### 【調査の対象】

全国の事業所、企業・法人・団体、国・地方公共団体から無作為抽出

### 【抽出方法（選定方法）】

調査実施時期に利用可能な最新の事業所母集団データベースの年次フレーム等から作成した母集団名簿に基づき、日本標準産業分類から喫煙環境が類似する産業をまとめた27産業より層化無作為抽出

### 【調査の方法】

郵送調査及びオンライン調査（政府統計オンライン）

### 【調査の時点】

調査実施年度の12月末現在（調査実施年度の1～2月実施）

### 【調査事項】

- 第一種施設における喫煙環境（敷地内全面禁煙、特定屋外喫煙場所の設置）
- 第二種施設における喫煙環境
  - ・屋内の喫煙環境（屋内全面禁煙、喫煙専用室の設置、加熱式たばこ専用喫煙室の設置 等）
  - ・屋外の喫煙環境（屋外全面禁煙、一部に喫煙所の設置 等） 他

\* 厚生労働省「喫煙環境に関する実態調査」 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/168-1.html>

# 喫煙環境に関する実態調査について

## 令和3年度調査の結果概要

### 【調査の時点】

令和3年12月末現在（令和4年1～2月調査実施）

### 【回答状況】

有効回答率 47.3%（9,697件／20,489件）

### 【調査方法】

郵送調査及びオンライン調査（政府統計共同利用システム）

### 【調査対象】（20,489件）

第一種施設（学校、医療施設、児童福祉施設、行政機関の庁舎等）

第二種施設（一般施設・事業所、飲食店、不動産管理事業者、鉄道・バス事業者、旅客船・旅客船ターミナル）

### 【調査結果のポイント】

（1）学校、医療施設、児童福祉施設、行政機関等（第一種施設）における喫煙環境

- 敷地内全面禁煙 87.4%（全ての施設種別で増加）
- 敷地内全面禁煙にしていない施設のうち、特定屋外喫煙場所設置 89.1%

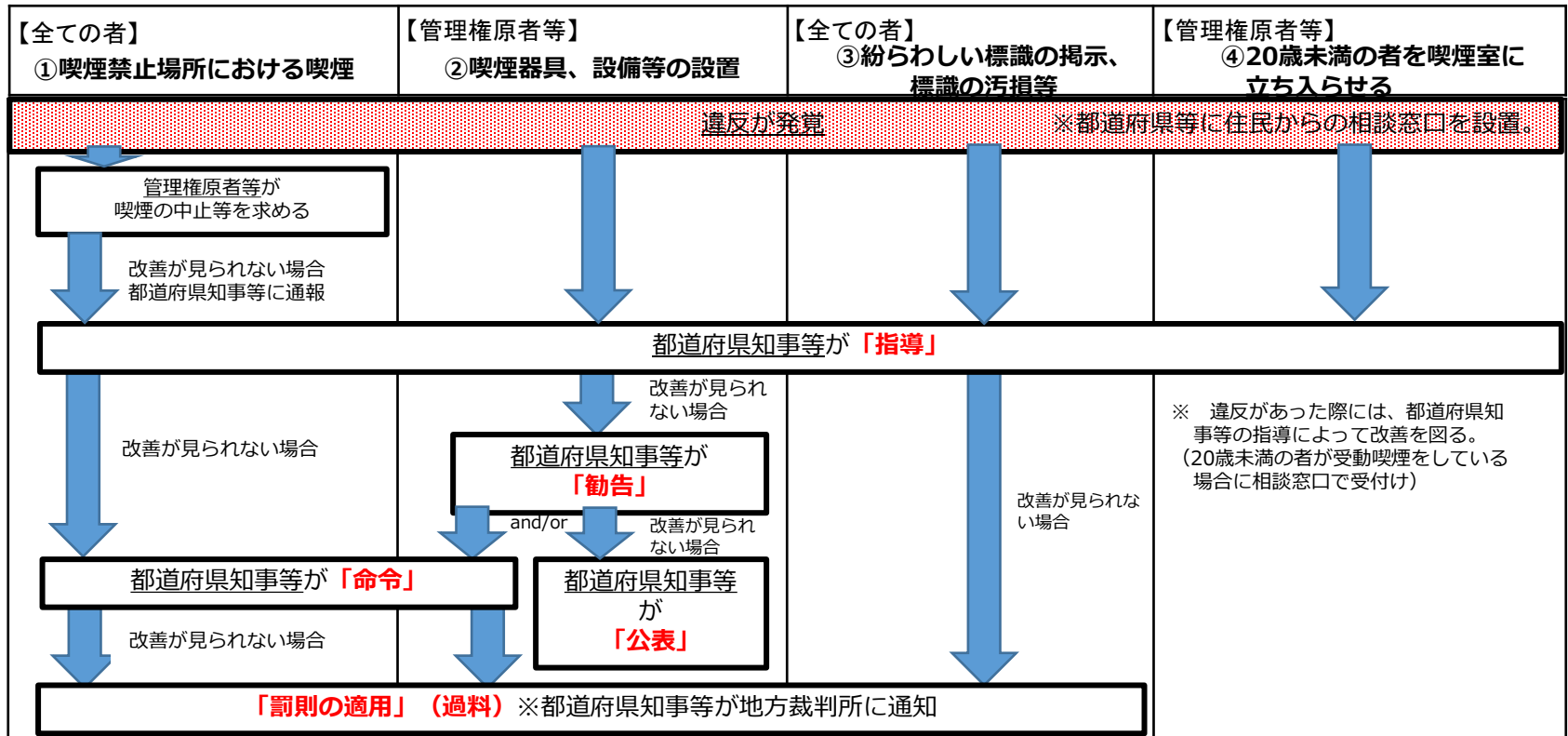
（2）一般施設・事業所、飲食店（第二種施設）における屋内の喫煙環境

- 屋内全面禁煙 71.6%（前年度から0.6ポイント減少）
- 喫煙専用室設置 9.2%（前年度から0.7ポイント増加）

# 改正健康増進法における義務違反時の対応等

窓口への相談や情報提供があった場合、他法令・他制度に係る業務において事業者との接点がある場合などに要件適合性の確認等を行い、違反があった場合には改善を促す。

<参考>





**健康増進法 第7条** 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針を定めるものとする。

**国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針**

(平成24年厚生労働省告示第430号)

**二十一世紀における第二次国民健康づくり運動：健康日本21（第二次）**

## 健康の増進に関する基本的な方向

- ① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- ② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底（NCD（非感染性疾患）の予防）
- ③ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- ④ 健康を支え、守るための社会環境の整備
- ⑤ 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善及び社会環境の改善

# 健康寿命延伸プランの概要

- **①健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進、②地域・保険者間の格差の解消に向け、「自然に健康になれる環境づくり」や「行動変容を促す仕掛け」など「新たな手法」も活用し、以下3分野を中心に取組を推進。**  
→2040年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸し（2016年比）、**75歳以上**とすることを旨す。  
2040年の具体的な目標（男性：75.14歳以上 女性：77.79歳以上）

## ①健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進

## ②地域・保険者間の格差の解消

### 自然に健康になれる環境づくり

健康な食事や運動  
ができる環境

居場所づくりや社会参加

### 行動変容を促す仕掛け

行動経済学の活用

インセンティブ

I

### 次世代を含めたすべての人の 健やかな生活習慣形成等

- ◆ 栄養サミット2020 を契機とした食環境づくり(産学官連携プロジェクト本部の設置、食塩摂取量の減少(8g以下))
- ◆ ナッジ等を活用した自然に健康になれる環境づくり(2022年度までに健康づくりに取り組む企業・団体を7,000に)
- ◆ 子育て世代包括支援センター設置促進(2020年度末までに全国展開)
- ◆ 妊娠前・妊産婦の健康づくり（長期的に増加・横ばい傾向の全出生数中の低出生体重児の割合の減少）
- ◆ PHRの活用促進(検討会を設置し、2020年度早期に本人に提供する情報の範囲や形式について方向性を整理)
- ◆ 女性の健康づくり支援の包括的実施(今年度中に健康支援教育プログラムを策定)

II

### 疾病予防・重症化予防

- ◆ ナッジ等を活用した健診・検診受診勧奨(がんの年齢調整死亡率低下、2023年度までに特定健診実施率70%以上等を目指す)
- ◆ リキッドバイオプシー等のがん検査の研究・開発(がんの早期発見による年齢調整死亡率低下を目指す)
- ◆ 慢性腎臓病診療連携体制の全国展開(2028年度までに年間新規透析患者3.5万人以下)
- ◆ 保険者インセンティブの強化(本年夏を目途に保険者努力支援制度の見直し案のとりまとめ)
- ◆ 医学的管理と運動プログラム等の一体的提供(今年度中に運動施設での標準的プログラム策定)
- ◆ 生活保護受給者への健康管理支援事業(2021年1月までに全自治体において実施)
- ◆ 歯周病等の対策の強化(60歳代における咀嚼良好者の割合を2022年度までに80%以上)

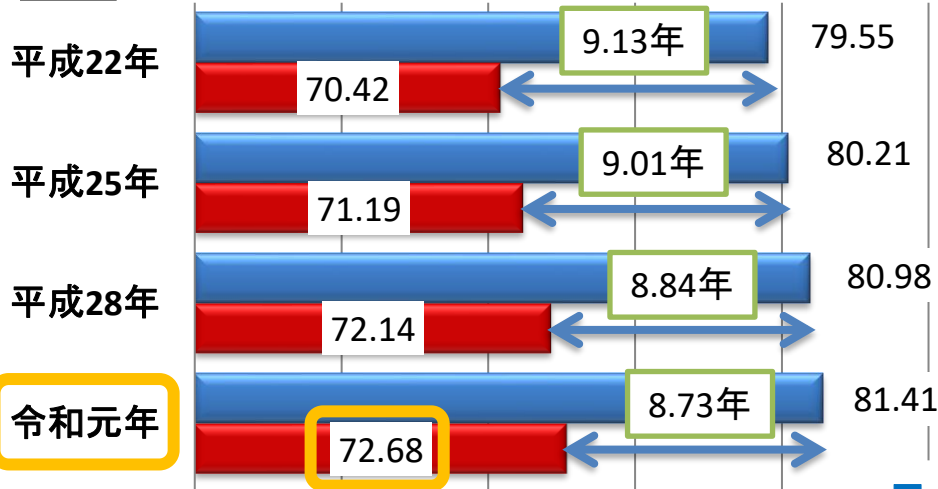
III

### 介護予防・フレイル対策、 認知症予防

- ◆ 「通いの場」の更なる拡充(2020年度末までに介護予防に資する通いの場への参加率を6%に)
- ◆ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(2024年度までに全市区町村で展開)
- ◆ 介護報酬上のインセンティブ措置の強化(2020年度中に介護給付費分科会で結論を得る)
- ◆ 健康支援型配食サービスの推進等(2022年度までに25%の市区町村で展開等)
- ◆ 「共生」・「予防」を柱とした認知症施策(本年6月目途に認知症施策の新たな方向性をとりまとめ予定)
- ◆ 認知症対策のための官民連携実証事業(認知機能低下抑制のための技術等の評価指標の確立等)

# 健康寿命の推移

## 男性



## 女性

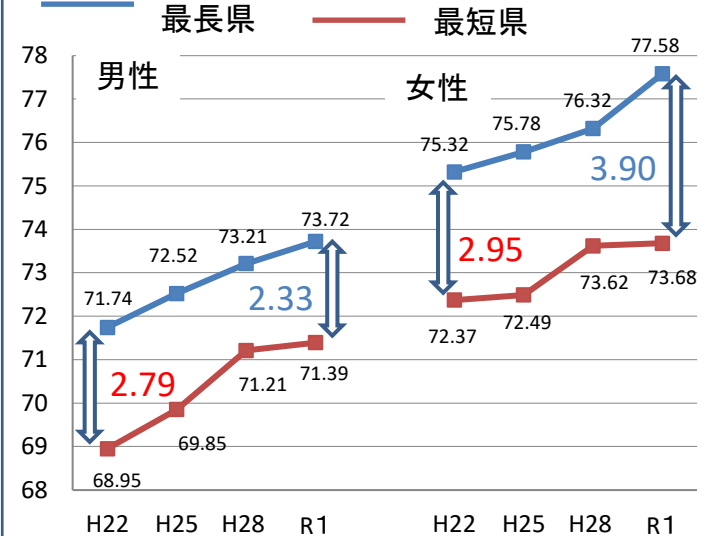


### ○ 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加

H22からの増加分	男性	女性
健康寿命	+2.26	+1.76
平均寿命	+1.86	+1.15

### ○ 都道府県格差※の縮小

※日常生活に制限のない期間の平均の都道府県格差



※厚生労働科学研究「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究」  
「健康日本21(第二次)の総合的評価と次期健康づくり運動に向けた研究」(研究代表者 辻一郎)において算出  
■健康日本21(第二次)の目標:平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加(令和4年度)  
■健康寿命延伸プランの目標:健康寿命を男女ともに3年以上延伸し(2016年比)、75歳以上とする(2040年)

○平均寿命:厚生労働省「平成22年完全生命表」  
「平成25年/平成28年/令和元年簡易生命表」  
○健康寿命:厚生労働省「平成22年/平成25年/平成28年/令和元年簡易生命表」  
厚生労働省「平成22年/平成25年/平成28年/令和元年人口動態統計」  
厚生労働省「平成22年/平成25年/平成28年/令和元年国民生活基礎調査」※  
総務省「平成22年/平成25年/平成28年/令和元年推計人口」より算出  
※平成28年(2016)調査では熊本県は震災の影響で調査なし。

# 健康日本21（第二次）最終評価 53項目の評価のまとめ

策定時のベースライン値と直近の実績値を比較	項目数 (再掲除く)
A 目標値に達した	8 (15.1%)
B 現時点で目標値に達していないが、改善傾向にある	20 (37.7%)
C 変わらない	14 (26.4%)
D 悪化している	4 (7.5%)
E 評価困難	7 (13.2%)
合計	53 (100.0%)

評価	＜基本的な方向※＞					全体
	1	2	3	4	5	
A	1 <50.0%> (1.9%)	3 <25.0%> (5.7%)	3 <25.0%> (5.7%)		1 <4.5%> (1.9%)	8 (15.1%)
B		3 <25.0%> (5.7%)	4 <33.4%> (7.5%)	2 <40.0%> (3.8%)	11 <50.0%> (20.8%)	20 (37.7%)
C	1 <50.0%> (1.9%)	4 <33.3%> (7.5%)	3 <25.0%> (5.6%)	1 <20.0%> (1.9%)	5 <22.7%> (9.4%)	14 (26.4%)
D		1 <8.3%> (1.9%)	1 <8.3%> (1.9%)		2 <9.1%> (3.8%)	4 (7.5%)
E		1 <8.3%> (1.9%)	1 <8.3%> (1.9%)	2 <40.0%> (3.8%)	3 <13.6%> (5.7%)	7 (13.2%)
合計	2 <100%> (3.8%)	12 <100%> (22.6%)	12 <100%> (22.6%)	5 <100%> (9.4%)	22 <100%> (41.5%)	53

## 目標値に達した項目 (A)

健康寿命の延伸（日常生活に制限のない期間の平均の延伸）

75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少（10万人当たり）

脳血管疾患・虚血性心疾患の年齢調整死亡率の減少（10万人当たり）

血糖コントロール指標におけるコントロール不良者の割合の減少  
（HbA1cがJDS値8.0%（NGSP値8.4%）以上の者の割合の減少）

小児人口10万人当たりの小児科医・児童精神科医師の割合の増加

認知症サポーター数の増加

低栄養傾向（BMI 20以下）の高齢者の割合の増加の抑制

共食の増加（食事を1人で食べる子どもの割合の減少）

## 悪化している項目 (D)

メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少

適正体重の子どもの増加

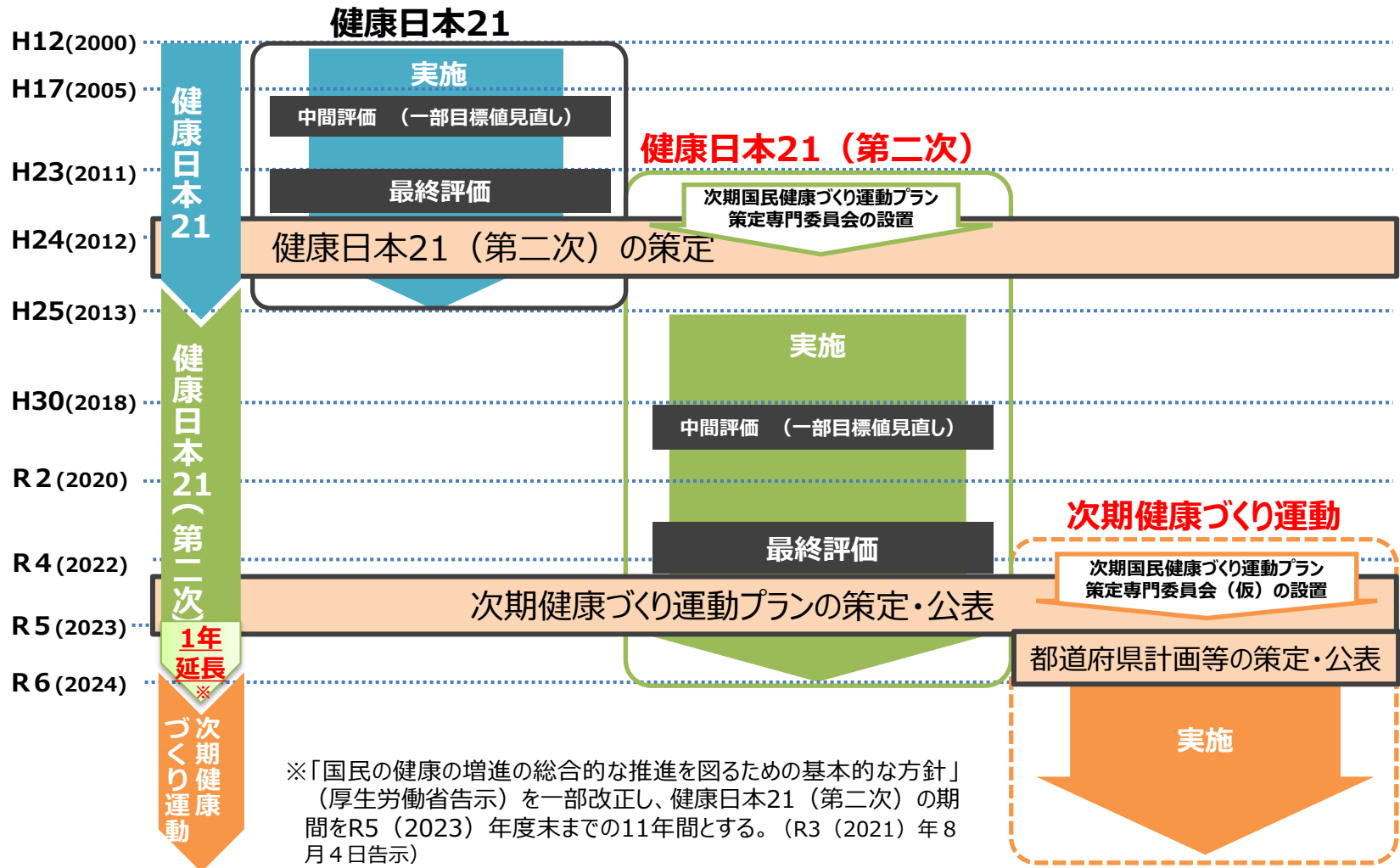
睡眠による休養を十分とれていない者の割合の減少

生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者（一日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者）の割合の減少

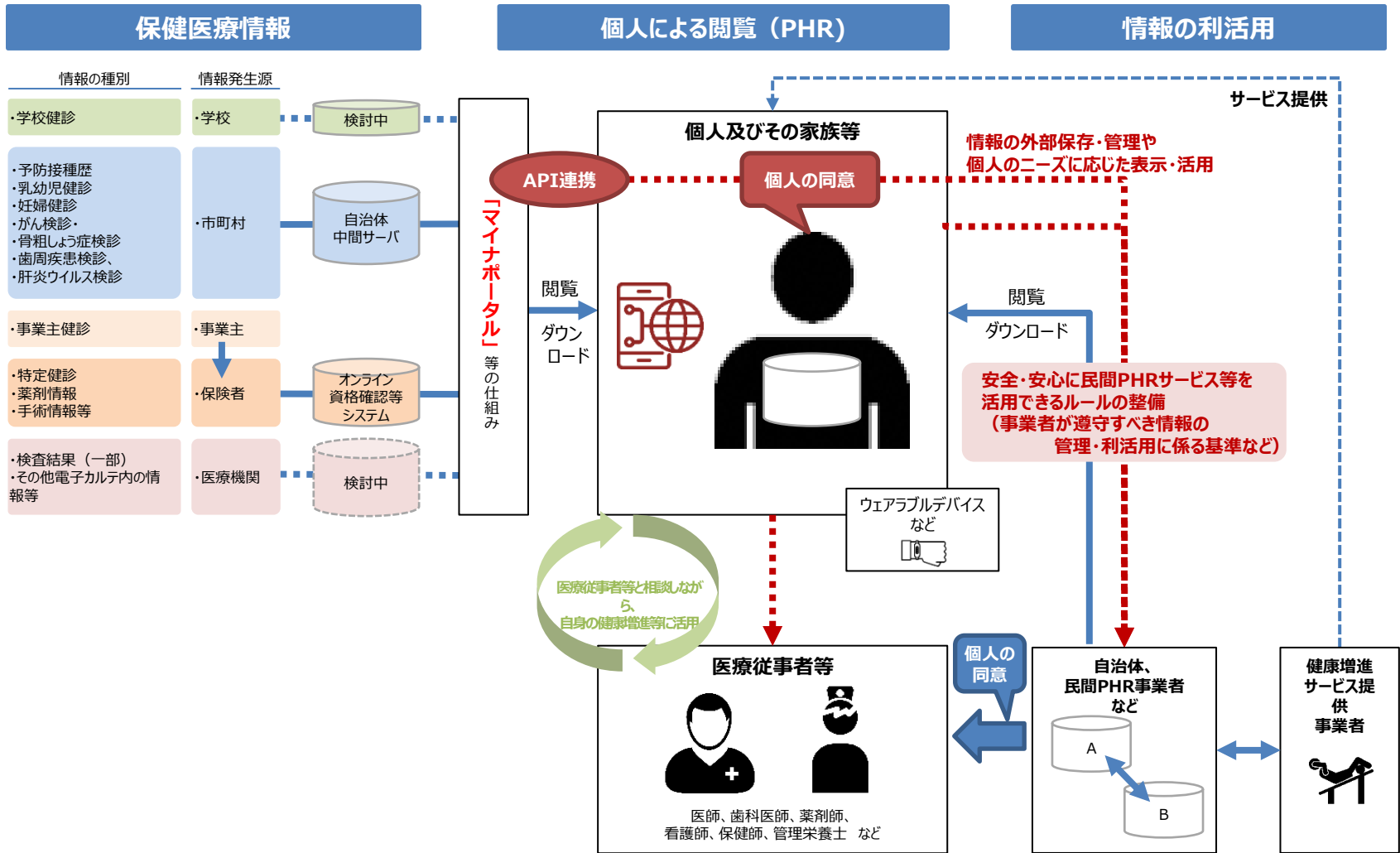
（※）基本的な方向

- 1：健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- 2：生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底（NCD（非感染性疾患）の予防）
- 3：社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- 4：健康を支え、守るための社会環境の整備
- 5：栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善及び社会環境の改善

# 最終評価及び次期国民健康づくり運動プランの検討スケジュール



# PHRの全体像

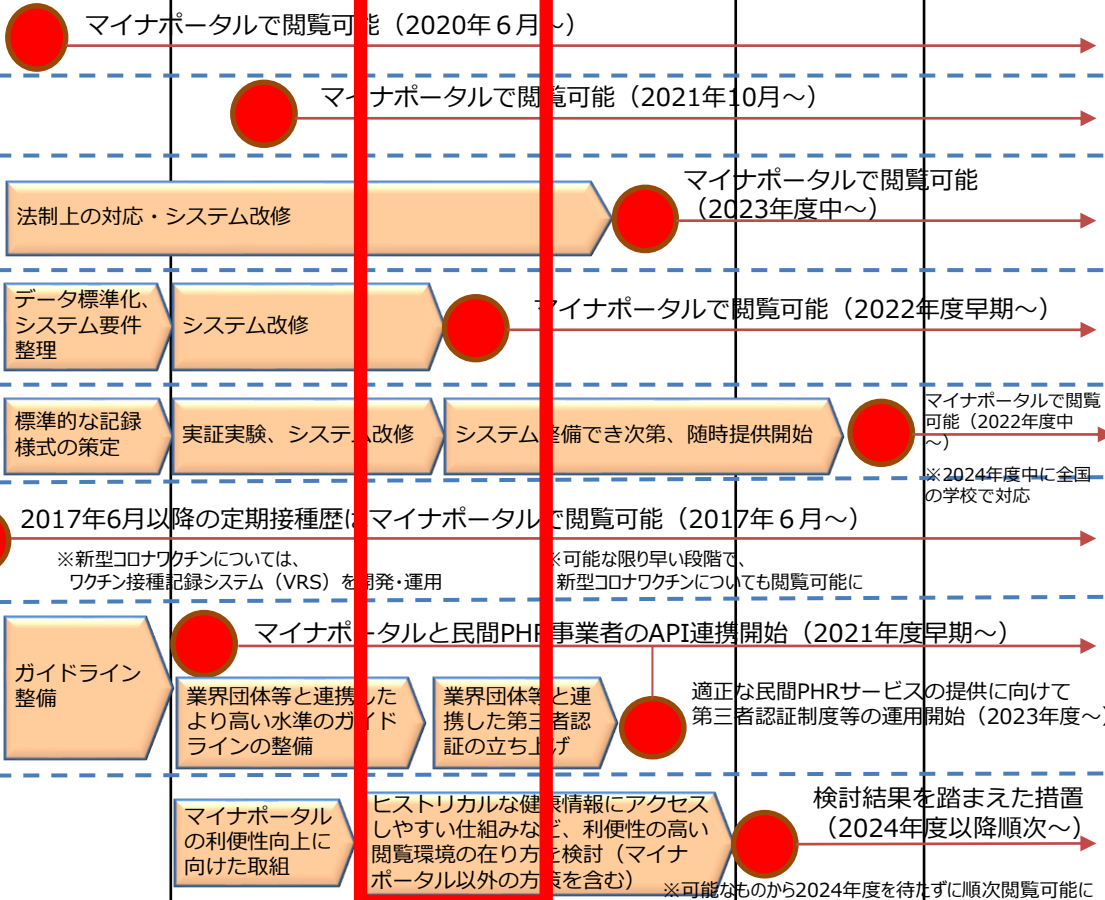


# データヘルス改革に関する工程表

第8回データヘルス改革推進本部  
(令和3年6月4日)資料より抜粋、一部改変

- マイナポータル等を通じて、自身の保健医療情報を把握できるようにするとともに、UI（ユーザーインターフェース）にも優れた仕組みを構築する。  
また、患者本人が閲覧できる情報（健診情報やレセプト・処方箋情報、電子カルテ情報、介護情報等）は、医療機関や介護事業所でも閲覧可能とする仕組みを整備する。  
→ これにより、国民が生涯にわたり自身の保健医療情報を把握できるようになるとともに、医療機関や介護事業所においても、患者・利用者ニーズを踏まえた最適な医療・介護サービスを提供することが可能になる。

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みの整備	<b>健診・検診情報</b>						
	乳幼児健診・妊婦健診	●					
	特定健診		●				
	事業主健診（40歳未満）				●		
	自治体検診 がん検診、骨粗鬆症検診 歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診			●			
	学校健診（私立等含む小中高大）					●	
	予防接種 定期接種 A類：ジフテリア、百日せき等 B類：高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌	●					
	安全・安心な民間PHRサービスの利活用に向けた環境整備		●				
より利便性の高い閲覧環境の在り方の検討							



# PHRサービス事業協会（仮称）について

- 来年度早期の団体設立に向けて6月16日に各社トップによる設立宣言を実施。

## ■ 「PHRサービス事業協会（仮称）設立宣言」開催概要

日時：令和4年6月16日（木）16：30～17：00

場所：ANAインターコンチネンタルホテル東京

概要：設立宣言を行い、代表企業が、今後の検討課題や、設立趣旨や

目的を定めた「団体設立ステートメント」を発表しました。

＜発表事項＞（括弧内が発表者）

- 標準に係る検討事項について  
（シミックホールディングス株式会社）
- サービス品質に係る検討事項について  
（KDDI株式会社）
- 「団体設立ステートメント」の発表  
（SOMPOホールディングス株式会社）



## ■ 参加者一覧

社名（50音順）	役職	氏名
株式会社Welby	代表取締役	比木 武
イーザイ株式会社	代表執行役COO	岡田 安史
株式会社エムティーアイ	代表取締役社長	前多 俊宏
オムロン株式会社	オムロンヘルスケア株式会社 代表取締役社長	荻野 勲
KDDI株式会社	取締役執行役員常務	森田 圭
塩野義製薬株式会社	取締役副社長 兼ヘルスケア戦略本部長	澤田 拓子
シミックホールディングス株式会社	代表取締役CEO	中村 和男
住友生命保険相互会社	取締役 代表執行役社長	高田 幸徳
SOMPOホールディングス株式会社	グループ CEO 取締役 代表執行役会長	櫻田 謙悟
TIS株式会社	代表取締役社長	岡本 安史
テルモ株式会社	専務経営役員 メディカルケアソリューションズカンパニープレジデント	鮫島 光
日本電信電話株式会社	代表取締役社長 社長執行役員	澤田 純
株式会社FiNC Technologies	代表取締役 CEO	南野 充則
富士通株式会社	富士通Japan株式会社 代表取締役社長	砂田 敬之
株式会社MICIN	代表取締役CEO	原 聖吾



# 国民や企業への健康づくりに関する新たなアプローチ



## <スマート・ライフ・プロジェクト> 参画団体数 6,853団体 (R4.3.31現在)

- 背景：高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、特定健診等により生活習慣病等を始めとした疾病を予防・早期に発見することで、国民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図り、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することが重要である。
- 目標：「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」「健診・検診の受診」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体を支援する「スマート・ライフ・プロジェクト」を推進。個人や企業の「健康意識」及び「動機付け」の醸成・向上を図り、社会全体としての国民運動へ発展させる。

### <事業イメージ>

#### 厚生労働省



<健康寿命をのぼそう! アワードトロフィー>

- 企業・団体・自治体への参画の呼びかけ
- 社員・住民の健康づくりのためのリーフレットやポスターの提供
- 大臣表彰「健康寿命をのぼそう! アワード」
- 「健康寿命をのぼそう! サロン」による参画団体の交流と好事例の横展開
- 「いきいき健康大使」による、各種イベントでの健康づくりの呼びかけ



#### 企業・団体 自治体

- ・メディア
- ・外食産業



- ・フィットネスクラブ
- ・食品会社

等



社員・住民の健康づくり、禁煙や受動喫煙防止の呼びかけ、検診・健診促進のためのポスター等による啓発 → 社員・住民の健康意識の向上・促進

社内啓発や消費者への啓発活動に利用するロゴマークの使用（パンフレットやホームページなど） → 企業等の社会貢献と広報効果

### 社会全体としての国民運動へ

# 令和4年度 第11回「健康寿命をのばそう！アワード」受賞取組

○厚生労働大臣 最優秀賞

部門名	企業・団体・自治体名	取組タイトル
-	大橋運輸株式会社	『治療より予防』社内の健康経営から地域の健康活動へ。

○厚生労働大臣 優秀賞 ※団体部門の該当はございませんでした。

部門名	企業・団体・自治体名	取組タイトル
企業部門	4社合同健康研究会 ①株式会社浅野製版所 ②サイショウ・エクスプレス株式会社 ③高木建設株式会社 ④ルピナ中部工業株式会社	中小企業4社が集結し、業種と地域を越えて共に社員の健康課題に挑む！
自治体部門	熊本県南阿蘇村	地元企業と連携した「まるっと減塩」活動による高血圧対策の推進

○スポーツ庁長官 優秀賞 ※団体部門の該当はございませんでした。

部門名	企業・団体・自治体名	取組タイトル
企業部門	株式会社ウイングート	適合した生涯スポーツ発見と行動変容につながる家族体力測定イベント「マイスポ」
自治体部門	三重県紀北町	ちよい減らし +10（プラス・テン）チャレンジ

○厚生労働省 健康局長 優秀賞

部門名	企業・団体・自治体名	取組タイトル
企業部門	株式会社コスモスライフサポート	住むことでフレイル予防できる、シニア向け分譲マンションのサービス企画運営
	東芝キャリア株式会社	Stay Healthy TCC ～ 健康づくりの秘訣を従業員が従業員に伝授！～
団体部門	一般社団法人 ダンス教育振興連盟JDAC	シニア向け「健康ダンス教室」の開催
	一般社団法人 Tobacco-freeふくしま	県民参加型受動喫煙防止による健康作り創出モデル イエローグリーンキャンペーン
自治体部門	吹田市	北大阪健康医療都市（健都）のまちづくり ～健康づくりと医療イノベーションの好循環～
	大阪市健康局健康推進部健康づくり課	妊娠糖尿病既往女性に対する糖尿病発症予防のための「健やかママの健康チェック事業」
	港区	区と医師会が二人三脚で取り組む健康づくり -「健康度測定」受診者1万人達成！-

○厚生労働省 健康局長 優秀賞 ※該当はございませんでした

厚生労働省では、国民の健康づくりを推進する上で適切な内容の施設を認定しその普及を図るため「健康増進施設認定規程」を策定し、運動型健康増進施設、温泉利用型健康増進施設、温泉利用プログラム型健康増進施設の3種類の施設について、大臣認定を行っている。

## 健康増進施設認定規程（告示）

国民の健康づくりを推進する上で適切な内容の施設を厚生労働大臣が認定しその普及を図る（3類型を規定）

### 運動型健康増進施設

（昭和63年～）

健康増進のための有酸素運動を安全かつ適切に行うことのできる施設

339ヶ所

#### 《設備要件》

- 運動関係：有酸素運動、筋力強化運動等を安全に行える設備（トレーニングジム、運動ドア及びプール全部又は一部）
- その他：体力測定、運動プログラム提供及び応急処置のための設備

#### 《人的要件等》

- 運動プログラム提供者（健康運動指導士等）の配置
- 医療機関との連携（3類型共通）

### 温泉利用型健康増進施設

（昭和63年～）

健康増進のための温泉利用及び運動を安全かつ適切に行うことのできる施設

18ヶ所  
（うち連携型4ヶ所）

#### 《設備要件》

- 運動関係、その他：運動型施設と同じ
  - 温泉設備：次の5種類の設備  
①かぶり湯、②全身及び部分浴槽、  
③寝湯、持続浴槽等、  
④気泡浴槽、圧注浴槽等、⑤サウナ等
- ※ 温泉利用施設と運動型施設が近接等により一体で運営されるもの（連携型施設）を含む

#### 《人的要件》

- 運動プログラム提供者（健康運動指導士等）の配置
- 温泉利用指導者の配置

### 温泉利用プログラム型健康増進施設

（平成15年～）

温泉を利用した健康増進のためのプログラム（以下のいずれか）を提供する施設

- ①特に優れた泉質を利用
- ②周辺の自然環境を活用
- ③地域の健康増進事業と連携

24ヶ所

#### 《設備要件》

- 運動関係：（不要）
- その他：血圧測定、温泉利用プログラム提供、生活指導及び応急処置設備
- 温泉設備：次の2種類の浴槽  
①刺激の強いもの（泉温42度以上等）  
②刺激の弱いもの（泉温33～39度等）

#### 《人的要件》

- 温泉入浴指導員の配置

## 運動型健康増進施設

### 《設備要件》

- 運動関係：有酸素運動、筋力強化運動等を安全に行える設備（トレーニングジム、運動フロア及びプールの一部又は全部）
- その他：体力測定、運動プログラム提供及び応急処置のための設備

### 《人的要件等》

- 運動プログラム提供者（健康運動指導士等）の配置
- 医療機関との連携



## 指定運動療法施設

健康増進施設のうち、運動療法が適した施設として指定を受けた施設。

### 《指定要件》

運動型健康増進施設の要件に加えて、…

- 健康増進施設の提携業務担当医が運動療法に関する知見を有する（健康スポーツ医等である）こと  
※ 提携医療機関が付置されていれば担当医は健康スポーツ医でなくともよい
- 1回あたりの施設利用料金が1万円以内であること
- 提携医療機関との間で、運動療法の実施に関し、随時指導・助言を行う旨の契約関係を有すること

（平成4年7月6日付け健医発第49号厚生省保健医療局健康増進栄養課長通知）

223ヶ所  
(339ヶ所のうち)

医師の指示により同施設を利用して行った運動療法に係る費用は、医療費控除の対象となる。

（平成4年7月6日付け健医発第816号厚生省保健医療局長通知）

- 医師の処方に基づき疾病の治療のための運動療法を行う場として十分機能しうるものと認められる。
- 医師が治療のために患者に指定運動療法施設を利用した運動療法を行わせた場合で、所定の書類によりその旨の証明ができるものについては、当該施設の利用料金も医師の治療を受けるために直接必要な費用と認められ、医療費控除の対象となる費用に該当する。

# ホームページ「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」

多くの女性が直面する月経の悩みや、妊娠・出産に関する疑問、様々な体調不良等に関して、情報提供しています。  
(1か月あたりの訪問数約35万、PV数約70万)

女性の健康推進室  
**ヘルスケアラボ**  
HealthCareLab

病名や症状を入力

はじめに 女性の健康ガイド 病気を調べる セルフチェック マタニティトラブル レシピ

「女性の健康推進室 ヘルスケアラボ」は、すべての女性の健康を支援するために厚生労働省の研究費が作成されました。

**ピックアップ**

思春期特有の性や体の悩み  
『思春期の性と健康』

更新 2021/10/08 新着記事「妊孕性温存」を追加しました

更新 2021/08/27 妊婦さんの新型コロナウイルスのワクチン接種に…

お知らせ一覧 ▶

セルフチェック  
Q&A  
女子力アップレシピ

はじめに すべての方に知ってほしい女性のからだごころの特性 ▶

病気を検索 気になるキーワード、症状で調べよう ▶

病院検索 医療施設へのご案内です。 ▶

ライフステージ別女性の健康ガイド

すべて表示 小児期・思春期 成人期 更年期 老年期 妊娠・出産

みんな悩んでる 月経のトラブル

- 経血 ▶
- 月経痛 ▶
- 月経不順・稀月経 ▶
- 一覧 ▶
- 生月経のセルフチェック

女性に多い からだの不快感と病気

- 肩こり・首こり ▶
- 中気痛の病気 ▶
- 乳腺症、乳房痛 ▶
- 一覧 ▶
- 乳がんのセルフチェック

人に相談しにくい デリケートな悩み

- 性暴力、デートDV ▶
- 性感染症(STD) ▶
- 摂食障害(拒食、過食) ▶
- 一覧 ▶
- 不眠症のセルフチェック

TOP > これって病気かな？女性の病気セルフチェック

## これって病気かな？女性の病気セルフチェック

「もしかして病気かも？」と不安になったとき、気になる病気をセルフチェックしてみましょう。

- 子宮頸がんチェック ▶
- 子宮体がんチェック ▶
- 乳がんチェック ▶
- 子宮内膜症チェック ▶
- 子宮筋腫チェック ▶
- 生理痛チェック ▶
- 月経前症候群(PMS)/月経前不快感障害(PMDD)チェック ▶
- 不妊症チェック ▶
- 性行為感染症チェック ▶
- 更年期障害チェック ▶
- 過活動膀胱チェック ▶
- うつ症状チェック ▶
- 不眠症チェック ▶

## 女性の健康ガイド

- はじめに ▶
- みんな悩んでる 月経のトラブル ▶
- 女性に多い からだの不快感と病気 ▶
- 人に相談しにくい デリケートな悩み ▶
- これって大丈夫？ 小児期の気がかり ▶
- こどもからおとなへ 思春期って何 ▶
- 思春期に多い からだの不快感と病気 ▶
- ひとり悩まない 思春期の性と健康 ▶
- 要注意！早めに気づいて 子宮と卵巣の病気 ▶
- 早めの準備が大切 妊娠・出産のこと ▶

## マタニティトラブルQ&A

妊娠中の疑問をいつでもどこでも解決

- 妊娠中の生活あれこれ ▶
- おしものトラブル ▶
- からだの変化と不調 ▶
- 体調の変化 ▶
- 産後のこと ▶
- 妊娠中や授乳中の薬 ▶

厚生労働科学研究費補助金  
女性の健康の包括的支援政策研究事業  
研究代表者：藤井知行

http://w-health.jp/



# 女性の健康週間（3月1日～8日）

- 女性の健康に関する知識の向上と、女性を取り巻く健康課題に対する社会的関心の喚起を図り、「女性の健康週間」を通じて女性の健康づくりを国民運動とし、国及び地方公共団体、関係団体等社会全体が一体となって、各種の啓発事業及び行事等を展開することで、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことを総合的に支援しています。厚生労働省では、例年「女性の健康週間」に合わせてイベント等を実施しています。

## 令和3年度

- 女性の健康週間特設ホームページ「みんなで知ろう。婦人科のこと」
- 「生理痛」や「更年期障害」など、女性の健康課題に関する情報提供やセルフチェック、婦人科への受診勧奨を行う。
- 家庭、職場などにおける支援や、男性の立場からの支援についても普及啓発。

## 令和2年度

- 女性の健康週間特設ホームページ「知ろう！つくろう！女性の健康～みんなで学ぼう 生理について～」
- 三原副大臣及び宇賀なつみさんによる女性の健康週間の紹介動画
- 専門家による「月経」、「女性の健康づくりに関する男女の教育・支援」に関する情報提供

## 令和元年度

- 女性健康週間特設ホームページ「Women's Health Japan Update 2020 – 女性の健康支援に必要なこととは –」
- ホームページを通じて、自治体と職場、雇用側と働き手、若年者向け支援と高齢者向け支援など、様々な立場や視点から、女性の健康支援のあり方に関して情報提供や提案を行う。

## 平成30年度

- 「健やか女性活躍フォーラム - Begin toward -」（平成31年3月3日、対面イベント）
  - 「人生100年時代の女性の健康戦略」をテーマとした基調講演や、各団体の取組発表、パネルディスカッション
- 「女性の健康週間イベント」（平成31年3月4日、対面イベント）
  - 「今、求められる女性の健康への取り組みについて」、「今、企業に求められる女性の休養へのアプローチについて」をテーマに講演やパネルディスカッションを開催。

# 健康増進事業について

健康増進法第17条及び第19条の2に基づき市町村が行う、①健康教育②健康相談③健康診査④訪問指導の事業に対して、都道府県が補助する事業及び指定都市が行う上記事業の国庫補助を行う。  
 (補助金:負担割合【国1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3】【国1/3、政令指定都市 2/3】)

## 事業概要

種 類 等		内 容	種 類 等		内 容
健康教育	個別健康教育	○疾病の特性や個人の生活習慣を具体的に把握しながら、継続的に個別に健康教育を行う。 (高血圧個別健康教育、脂質異常症個別健康教育、糖尿病個別健康教育、喫煙者個別健康教育)	健康診査等	保健指導	○動機付け支援 ○積極的支援
	集団健康教育	○健康教室、講演会等により、以下の健康教育を行う (一般健康教育、歯周疾患健康教育、葉健康教育、慢性閉塞性肺疾患(COPD)健康教育、病態別健康教育、ロコモティブシンドローム(運動器症候群)健康教育)		歯周疾患検診	○検診項目 ・問診 ・歯周組織検査
健康相談	重点健康相談	○幅広く相談できる窓口を開設し、以下の健康相談を行う。 (高血圧・脂質異常症・糖尿病・歯周疾患・骨粗鬆症、女性の健康・病態別(肥満、心臓病等))		骨粗鬆症検診	○検診項目 ・問診 ・骨量測定
	総合健康相談	○対象者の心身の健康に関する一般的事項に関する指導、助言を行う。		肝炎ウイルス検診	○問診 ○C型肝炎ウイルス検査 (HCV抗体検査、HCV核酸増幅検査(必要な者のみ)) ○B型肝炎ウイルス検査 (HBs抗原検査)
健康診査等	・健康診査 ・訪問健康診査 ・介護家族訪問健康診査	○診査項目 ・身長、体重及び腹囲の検査等 ・既往歴の調査等(服薬歴・喫煙習慣の状況に係る調査含む) ・血糖検査      ・尿検査      ・肝機能検査 ・血圧測定      ・血中脂質検査 ・理学的検査(視診、打聴診、腹部触診等)      等	訪問指導	○生活習慣病の予防に関する指導 ○家庭における機能訓練方法、住宅改造、福祉用具の使用に関する指導 ○家庭における療養方法等に関する指導      等	
				総合的な保健推進事業	○健康増進法第19条の2に基づき市町村が実施する各検診等の一体的実施及び追加の健診項目に係る企画・検討

注 65歳以上の者については、介護予防の観点から別事業を実施している。

平成10年度より一般財源化されているがん検診についても、健康増進法に基づく健康増進事業として位置づけられている。